

新公益法人制度における財務規律の柔軟化・明確化

December 2025

In brief

本ニュースレターでは、先に発行された「新公益法人制度の概要」の続報として、内閣府が公表している新公益法人制度説明資料(内閣府大臣官房公益法人行政担当室)などを基に、2025年4月施行の新公益法人制度に関する最新のポイントをまとめたものです。

前回の概要で解説した基本方針や改正の趣旨を踏まえ、今回は「財務規律の柔軟化・明確化」に焦点を当て、より効果的な資金活用が可能となる改正点について解説しています。実務上の疑問点や対応例も盛り込みながら、公益法人の現場で直面しやすい論点についても取り上げています。

In detail

1. 財務規律の柔軟化・明確化に関する主な改正点

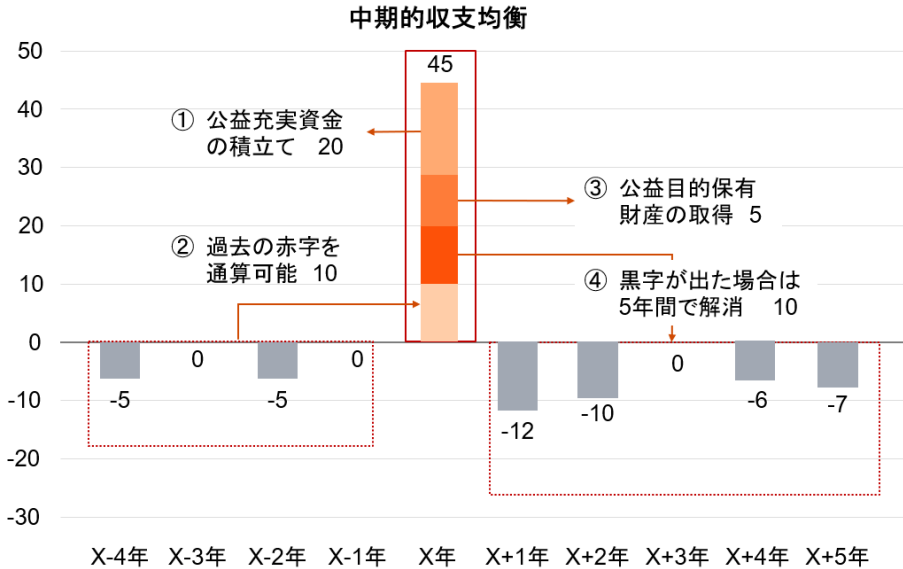
新公益法人制度では、公益法人の持続的な発展と社会的信頼の確保を両立させるため、従来の厳格な収支規律や積立資金管理、財産保有制限が大幅に見直されました。特に、収支規律は「中期的収支均衡」へと転換され、黒字の柔軟な活用や赤字との通算が可能となるなど、将来の公益活動拡大に向けた資金蓄積がしやすくなっています。また、公益目的事業に関する積立資金管理も「公益充実資金」として一元化され、複数目的のための資金運用が可能となりました。さらに、財産保有制限は、「使途不特定財産規制」として、過去5年間の平均事業費を基準とした上限設定や、災害等に備える予備財産の別枠管理が導入され、法人の実情に応じた柔軟な財産管理が認められます。主な項目ごとの改正内容は以下の通りです。

項目	改正前	改正後
収支規律	収支相償。黒字は2年間で解消(過去の赤字と通算不可)。各公益目的事業単位でも判定	中期的収支均衡。黒字は5年間で解消(過去の赤字と通算可)。公益目的事業全体で収支均衡判定
積立資金	特定費用準備資金と資産取得資金が存在。目的ごとに資金を管理	公益目的事業について、特定費用準備資金と資産取得資金を統合し公益充実資金に。複数目的のための一つの資金として管理
財産保有制限	遊休財産規制。使途の定まっていない財産の保有は、当該事業年度の事業費が上限	使途不特定財産規制。上限を過去5年間の事業費平均額に見直し。別枠で「予備財産」の保有が可能

区分経理	一部の法人のみ区分経理が必須	原則全ての法人で区分経理
------	----------------	--------------

2. 中期的収支均衡

中期的収支均衡とは、公益目的事業全体の経常収支を5年間の累積で均衡させる仕組みです。具体的には、ある年度に黒字(剰余)が発生した場合、その黒字額を過去4年間に繰り越された赤字(欠損額)と通算します。それでもなお黒字が残る場合には、その黒字分を公益目的保有財産の取得等に充て、翌年度以降の事業拡大を通じて、5年以内にその黒字を解消することが求められます。



出所:新公益法人制度説明資料(内閣府大臣官房公益法人行政担当室)を参照し PwC 税理士法人作成
<https://www.koeki-info.go.jp/commissions/documents/quu59tghky.pdf>

具体的には、毎事業年度終了後に以下の計算を行い、中期的収支均衡が図られていることを確認します。ここでは、「年度剰余額(当該事業年度に黒字)が生じ、かつ、残存欠損額(過去4年間の赤字の繰越)があるケース」を例に、公益法人の事業報告等の提出書類¹のフォーマットを用いて解説しています。

<Step 1. 公益目的事業会計全体の当該事業年度の収支比較>
 法人の公益目的事業会計全体に係る収入と費用等を比較します。

	収入	費用	
公益目的事業会計の損益計算書(一般純資産に係るものに限る)の経常収益、経常費用	10,000,000 円	5,500,000 円	当年度の経常収益費用差額
減価償却費に係る調整(経常費用の控除対象)	円	△ 円	
公益充実資金に関する収支(当期の取崩額(公益目的事業財産の取得等に係る部分を除く)を「収入」欄に、繰立額を「費用」欄に記載)	円	2,000,000 円	公益充実資金の積立(費用)/取崩(収入)
収益事業等から生じた利益の繰入額	収益事業から生じた利益の繰入額	円	収入 ≧ 費用 年度剰余額(収入 - 費用)
	その他の事業(相互扶助等事業)から生じた利益の繰入額	円	
合計	10,000,000 円	7,500,000 円	A 2,500,000 円 B 円

↓
 <Step 2>
 過去4年間の赤字と通算へ

¹ 新別表 A(1) (中期均衡の計算(収益事業等の利益額の50%を繰り入れる場合))

<Step 2. 過去の赤字との通算>

年度剰余額がある場合は、残存欠損額と通算し、年度欠損額がある場合は、残存剰余額と通算します。

年度剰余額 がある場合	年度剰余額	通算額 (残存欠損額)	暫定残存剰余額 (A-C)	通算した残存欠損額 の発生事業年度	b	c	d	e
	A 2,500,000 円	C 1,000,000 円	D 1,500,000 円	通算額			500,000	500,000 円
				通算額に 残る額				

過去4年間の赤字で
当年度の黒字の一部を解消

<Step 3>
公益目的保有財産の取得等を検討

<Step 3. 暫定残存剰余額又は残存剰余額の解消>

2. の通算後に暫定残存剰余額又は残存剰余額が残る場合、その額を公益目的保有財産の取得等に充てることで解消することができる。【⇒解消策の内容は別様式に記載】

解消策の内容

解消対象となる剰余額	a/G-a	b/G-b	c/G-c	d/G-d	e/G-e	暫定残存剰余額(D)
						1,500,000 円
I 解消額						500,000 円
J 翌事業年度に繰り越す残存剰余額	0	0	0	0	0	1,000,000 円

翌年度以降5年以内に
解消が必要
5年後に解消できていなければ
中期的収支均衡が図られていないものとする

解消内容	a/G-a	b/G-b	c/G-c	d/G-d	e/G-e	暫定残存剰余額(D)
1 公益目的保有財産として xxを50万円で取得						500,000 円
2						
I 解消額合計	0	0	0	0	0	500,000 円

Step 1. 公益目的事業会計全体の当該事業年度の収支比較

当該事業年度における公益目的事業会計の収支を比較した結果、年度剰余額(2,500,000 円)が生じています。この剰余額は、過去4年間の残存欠損額や公益目的保有財産の取得等に充当していくこととなります。

Step 2. 過去の赤字との通算

次に、過去4年間の残存欠損額(1,000,000 円)と年度剰余額を通算します。本例では、通算後も暫定残存剰余額(1,500,000 円)があるため、この残存剰余額を公益目的保有財産の取得等により充当する検討が必要です。

Step 3. 暫定残存剰余額又は残存剰余額の解消

本例では、公益目的保有財産の取得(500,000 円)を行った後も残存剰余額が1,000,000 円残っているため、翌年度以降の欠損額と通算すること等により、5年以内に解消する必要があります。この残存剰余額の活用方針を検討、計画的に対応することが、中期的収支均衡の確保に向けた重要な取り組みとなります。

実務的には、これらの事業報告等を毎事業年度終了後に内閣府等へ提出するため、残存剰余額は每期モニタリング可能です。したがって、残存剰余額が年々膨らむ傾向がある場合には、事業規模を徐々に拡大するなど、事前に方針を検討しておくことが求められます。

また、中期的収支均衡にあたり、実務面で特に重要となるのが、配当金や利息など、金融資産から生じる収益(果実)の取り扱いです。改正前は指定正味財産から生じた果実たる配当金や利息なども指定正味財産に区分し、指定正味財産の用途の指定が解除されたときに指定正味財産の部から一般正味財産の部の収益へ振り替えて、一般正味財産の部において費消する取り扱い(振替処理)が一般的でした。そのため、第一段階である当年度の経常収益費用差額の判定で収支相償を満たしやすい構造でした。

しかし、改正後はこの振替処理が廃止され、指定純資産を原資とする資産から生じた配当金や利息であっても、すべて一般純資産区分の収益として処理されることになりました。これらの収益は、中期的収支均衡判定上の当期経常収益に含まれるため、配当収入が多く、当期経常収益費用差額がプラスになる公益法人においては、公益事業の拡大や新規事業の検討を通じて、「5年間で使い切ること」がより忠実に求められることとなります。

例えば、措置法 40 条に基づき、過去に株式の寄付を受け入れた公益法人等については、非課税承認後の実質的なモニタリングが十分に行われていない場合があります。特に、寄附者の相続から相当程度の期間が経過している場合には、配当と支出のバランスが崩れている可能性があります。さらに、上場株式の配当性向の上昇により、近時は配当収入が当該法人の年間支出を恒常的に上回る状況が生じているケースが多く見受けられます。改正後においては、このような状況である場合には、中期的収支均衡を充足するための対応が求められることとなります。

なお、措置法 40 条で株式の寄付を受け入れた際に「投資有価証券受贈益」が多額に計上されることが想定されますが、「投資有価証券受贈益」については、「経常収益」ではなく、「その他収益」に該当することから、中期的収支均衡の判定対象からは除かれるものと考えられます。

3. 公益充実資金への一元化

改正により、公益目的事業に係る「特定費用準備資金」と「資産取得資金」は統合され、「公益充実資金」として一元管理されることとなりました。これに伴い、複数事業に必要な資金を、単一の枠組みで計画的に蓄積・活用できるようになり、事業を横断した資金の移動も可能となります。ただし、資金の使途、積立限度額、およびその算定根拠については、事業年度終了後に速やかに公表する義務があります。

改正前		改正後	
特定費用準備資金	<ul style="list-style-type: none"> 各事業別に資金を積立・管理 積立を取支相償上の費用とみなす 他の目的に使う場合、取崩が必要 	➔	公益充実資金
資産取得資金	<ul style="list-style-type: none"> 各資産別に資金を積立・管理 積立を原則取支相償上の費用とみなさない 他の目的に使う場合、取崩が必要 		

出所：新公益法人制度説明資料（内閣府大臣官房公益法人行政担当室）を参照し PwC 税理士法人作成
<https://www.koeki-info.go.jp/commissions/documents/quu59tghky.pdf>

中期的収支均衡の判定においては、公益充実資金の積立額が当期の費用とみなされ、逆に、取崩額（資産取得等に充てた額を除く）は当期の収入とみなされます。

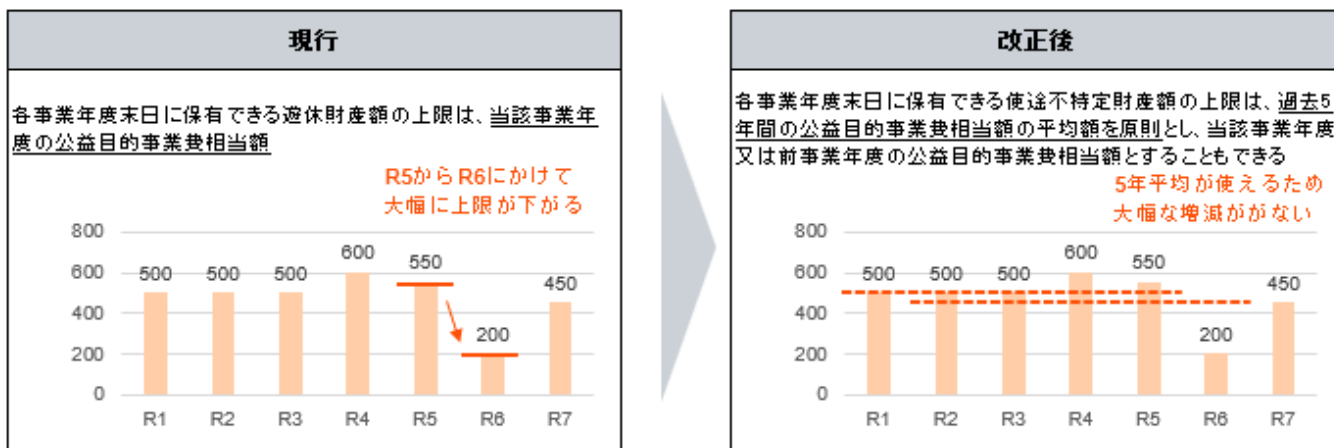
旧制度下では「目的ごと（各事業、各資産）の資金管理が必要であり、かつ、事業を跨いだ資金流用はできなかったことに比べ、今回の改正により柔軟に資金移動が行えることになった点が最大のメリットと考えられます。例えば、ある事業で予定よりも少ない資金で運営できることとなった場合、その余剰分を別の事業のために再配分することが可能です。また、資金を目的ごとに厳密に管理する必要がないため、管理コストが削減される可能性があります。なお、柔軟性の裏面として、目的・資金使途・限度額の合理的設定と毎期の開示が必要となり、ガバナンス対応の質がこれまで以上に問われる点には留意が必要です。新公益制度施行後に開始する最初の事業年度からは、公益充実資金の明細を定期提出書類として行政庁に提出が必要なのに加えて、法人自らがインターネットその他適切な方法でその明細を公開することが求められます。

なお、旧制度において積立していた公益目的事業に係る特定費用準備資金及び資産取得資金は、自動的に公益充実資金に移行されます。新制度施行後に開始する最初の事業年度終了後の定期提出書類において、従前の定期提出書類に記載していた情報から必要な情報を公益充実資金の明細に記載する必要があります。また、旧制度から自動移行された公益充実資金についても、当該公益充実資金の情報を法人自らインターネット等を通じて公表することが求められます。

4. 使途不特定財産規制と公益目的事業継続予備財産の導入

公益法人が保有する財産は、公益目的事業や法人運営に有効に活用されるべきであり、過度に内部に蓄積されることは適当でないと考えられています。一方で、安定した法人運営のためには一定の余裕財産の確保も必要です。こうしたバランスを図るため、公益法人の保有する財産について、現に使用されておらず、かつ、引き続き使用されることが見込まれない財産を「使途不特定財産」と定義し、過分に使途不特定財産を保有することについて制限を設けています。改正前はこれらを「遊休財産」といい、1年分の公益事業費相当額を超えて保有することができませ

んでした(遊休財産規制)。しかし、改正後は「用途不特定財産規制」に改められ、各事業年度末に保有できる用途不特定財産の上限は、原則として過去5年間の公益目的事業費の平均額で算定することになりました。



出所:新公益法人制度説明資料(内閣府大臣官房公益法人行政担当室)を参照し PwC 税理士法人作成
<https://www.koeki-info.go.jp/commissions/documents/quu59tghky.pdf>

用途不特定財産規制の上限算定にあたっては、法人が保有する全ての財産の額から、負債(基金を含む)の額、用途が特定されている財産の額(控除対象財産の額(対応負債の額を除く))、公益目的事業継続予備財産の額を控除した額となり、具体的には、以下の計算式によって算定されます。

$$\text{用途不特定財産額} = \text{総資産額} - (\text{負債額} + \text{一般社団・財団法人法第 131 条の基金の額}) - (\text{控除対象財産の額} - \text{控除対象財産の対応負債額}) - \text{公益目的事業継続予備財産額}$$

また、今回の改正により、自然災害やパンデミック等の予見し難い事態に備えるための財産として「公益目的事業継続予備財産」が新設されました。従来の遊休財産規制では、1年分の公益目的事業費相当額を超える財産の保有が制限されていましたが、社会経済情勢の変化や不測の事態に対応するためには、これだけでは十分でない場合があることが認識されました。新型コロナウイルス感染症の拡大時には、手元資金が不足し事業運営が不安定となった法人があったことが背景にあることが想定されます。そこで、一定の要件を満たす「公益目的事業継続予備財産」については、用途不特定財産額の算定上控除できることとされました。

用途不特定財産規制の見直しによる上限算定方法の変更と公益目的事業継続予備財産の導入により、設備投資や補助制度の変更、さらには災害やパンデミックなどの臨時要因による単年度の事業費の急変を抑制できるようになりました。これにより、法人は期初の段階で上限額の見通しを高い確度で把握できるため、資金計画や投資判断、余裕資金の運用方針をより安定的に設計することが可能となり法人の事業継続性と財務の安定性が大きく向上することが期待されます。

The takeaway

新公益法人制度は、基本的に緩和方向の改正となるため、改正前に要件を満たしていた法人は概ね適合しやすく、資金管理の柔軟性も高まります。一方で、利息や配当などの果実収益が多い法人は、制度適合に向けて早期に計測・運用ルールを整備とシミュレーションを行い、収支均衡と資産保有の両規律を持続的に達成できる体制を構築することが重要です。

Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

PwC 税理士法人

〒100-0004 東京都千代田区大手町 1 丁目 2 番 1 号 Otemachi One タワー

Email: jp_tax_pr-mbx@pwc.com

www.pwc.com/jp/tax

パートナー	パートナー	パートナー
望月 文太	深田 かおり	林 雄高
パートナー	パートナー	パートナー
山内 良	塩谷 洋子	佐々木 真美
ディレクター	シニア マネージャー	マネージャー
田中 宏樹	西尾 結	下村 夏穂

過去のニュースレターのご案内

[過去のニューレターを読む](#)

ニュースレター配信のご案内

PwC Japan グループでは、会計基準や税制、法令等に関するニュースレターを発行しております。

[配信を登録する](#)

e-learningのご案内

PwC 税理士法人は「Tax Academy」を開設し、国際税務領域の人材育成支援を目的とした e-learning コンテンツを 2022 年 10 月より配信しています。

「Tax Academy」のシリーズ講座は、日本企業が海外に事業展開する際に事前に検討すべき論点を網羅しているほか、当法人の国際税務領域における豊富な実務経験や、PwC グローバルネットワークを通じて得た知見を生かすことで広範囲な専門分野をカバーしています。各コースを通じて、国際税務を基礎から体系的に学びたい方や、企業の税務部門担当として国際税務の知識を身に付けてスキルアップしたい方をサポートします。詳細は以下をご参照ください。

[お申し込み・詳細](#)

PwC 税理士法人は、企業税務、国際ショナルタックス、M&A 税務、税務業務のデジタルトランスフォーメーション (DX) などを含む幅広い分野の税務コンサルティングにおいて、PwC グローバルネットワークと連携しながら、ワンストップでサービスを提供しています。国内外のプロフェッショナルの知見と経験を結集し、企業のビジネスパートナーとして重要な経営課題解決を包括的にサポートします。

PwC は、クライアントが複雑性を競争優位性へと転換できるよう、信頼の構築と変革を支援します。私たちは、テクノロジーを駆使し、人材を重視したネットワークとして、世界 136 カ国に 364,000 人以上のスタッフを擁しています。監査・保証、税務・法務、アドバイザーサービスなど、多岐にわたる分野で、クライアントが変革の推進力を生み出し、加速し、維持できるよう支援します。詳細は www.pwc.com をご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2025 PwC Tax Japan. All rights reserved.

PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan, and may sometimes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.

This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.